

議案第 〆 号
三朝町職員退職手当金蓄積条例を次のように
制定するものとする。

昭和三十三年三月十一日提出

三朝町長 坂出 雅



昭和三十三年参月拾七日

日議決

三朝町議会議長 天野 廉



昭和三十三年三朝町条例第

号

三朝町職員退職年金蓄積条例

第一條 本町は本条例の規定により毎年度職員退職

年金を蓄積する

第二條 退職年金の蓄積は左の收入による

一 一般歳入

二 退職年金積立金より生ずる收入

第三條 退職年金の蓄積は給料総額の三割

以内の額を蓄積する

第四條 左の各号の一に該当するときは、議会の議決

を以て第三條の蓄積を停止することができる

一 公債を起し、その償還を完了するまでの期間

二 制限外の課税をなすとき

三、天災事変その他特別の事由があるときは、

第五条 本蓄積金は三朝町職員退取手当支給条例に

より退取手当金の支給を要するときは支出するも
のとすする

附則

この条例は昭和三十三年度より施行する